

**地域未来投資促進法
「地域経済牽引事業計画」
申請マニュアル**

2024年4月

産業立地通商課



目次

1 地域未来投資促進法の概要

地域未来投資促進法とは	1 ページ
地域経済牽引事業とは	1 ページ
愛知県基本計画	2 ページ

2 地域経済牽引事業計画の申請について

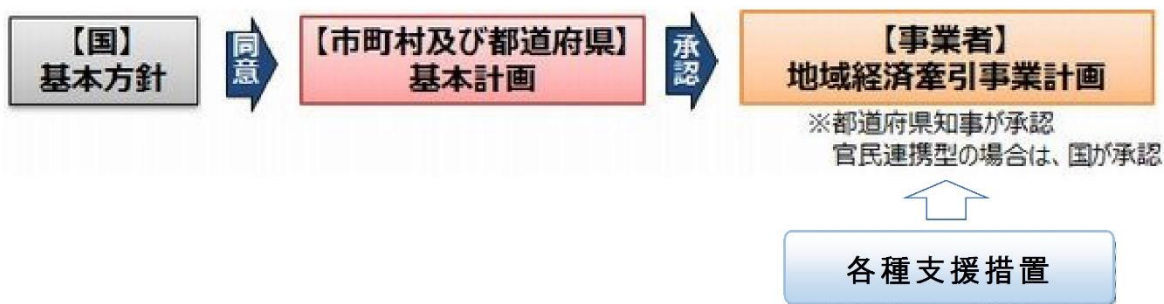
手続きの流れ	3 ページ
必要書類	4 ページ
地域経済牽引事業計画承認申請書の書き方	5 ページ

1 地域未来投資促進法の概要

地域未来投資促進法とは

- 「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下、「地域未来投資促進法」という。）は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすような事業を実施する民間事業者等を支援するものです。
- 基本的なスキームは、以下のとおりです。
 - 国の基本方針に基づき、市町村及び県は地域の特性を生かした成長性の高い新たな事業分野と、その活用戦略等を盛り込んだ地域経済牽引事業を促進するための基本計画を作成し、国が同意します。
 - 事業者は基本計画に基づき「地域経済牽引事業計画」を作成し、県知事※の承認を受けま
す。（※官民連携型の場合は、主務大臣が承認）
 - 事業者は、承認された地域経済牽引事業について、国、地方公共団体等への申請手続等
を経て支援措置を受けられます。

<法律のスキーム図>



地域経済牽引事業とは（法第2条第1項）

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことにより、地域における経済活動を牽引する事業のことをいいます。

愛知県基本計画

成長ものづくり分野等（令和6（2024）年4月1日同意）

愛知県は、わが国のものづくりをリードする産業県です。その強い産業力をさらに強くすることで、働く場をつくり、人を呼び込み、また新たな産業や仕事が生み出される好循環を継続・加速させることが重要と考えています。そのために、自動運転や電動化を始めとする「CASE」等モビリティに関わる新たな技術・サービスへの対応を強力に推進するほか、自動車産業に次ぐ第2、第3の柱として期待される航空宇宙産業やロボット産業、健康長寿産業などの振興を図るとともに、革新的なビジネスモデルや最先端技術を持つスタートアップを起爆剤としたイノベーションの創出を推進します。

- 促進区域

愛知県全市町村

- 経済的効果の目標

1件あたり平均1億9,500万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を180件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.4倍の波及効果を与え、促進区域で491億円の付加価値額を創出することを目指します。

- 地域経済牽引事業の承認要件

以下の要件1～3を満たす必要があります。

【要件1：地域の特性を活用すること】

次のいずれかの分野に該当することが要件となります。

- ① 加工組立型産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ② 素材型産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ③ 生活関連型産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ④ 情報通信産業の産業集積を活用したデジタル・DX分野
- ⑤ 東名・名神高速道路や中部国際空港、名古屋港などの交通インフラを活用した物流産業分野

【要件2：高い付加価値を創出すること】

付加価値増加分：7,078万円

事業計画最終年度の付加価値額－計画策定年度前年度の付加価値額 > 7,078万円

※事業計画期間が基本計画の対象期間（5年）より短い場合は、按分した値
例）事業計画期間が4年の場合… $7,078 \text{万円} \times 4/5 = 5,662.4 \text{万円}$

【要件3：地域への経済波及効果が見込まれること（ア、イ、ウのいずれか）】

ア 県内取引額：4.5%増加

イ 売上げ：4.5%増加

ウ 雇用者給与等支給額：7.5%増加

$(\text{事業計画最終年度の数値} - \text{稼働開始年度の数値}) / \text{稼働開始年度の数値} \times 100 > \text{上記の数値}$

※事業計画期間が基本計画の対象期間（5年）より短い場合は、按分した値
例）事業計画期間が4年の場合

ア 県内取引額 $4.5\% \times 4/5 = 3.6\%$

イ 売上げ $4.5\% \times 4/5 = 3.6\%$

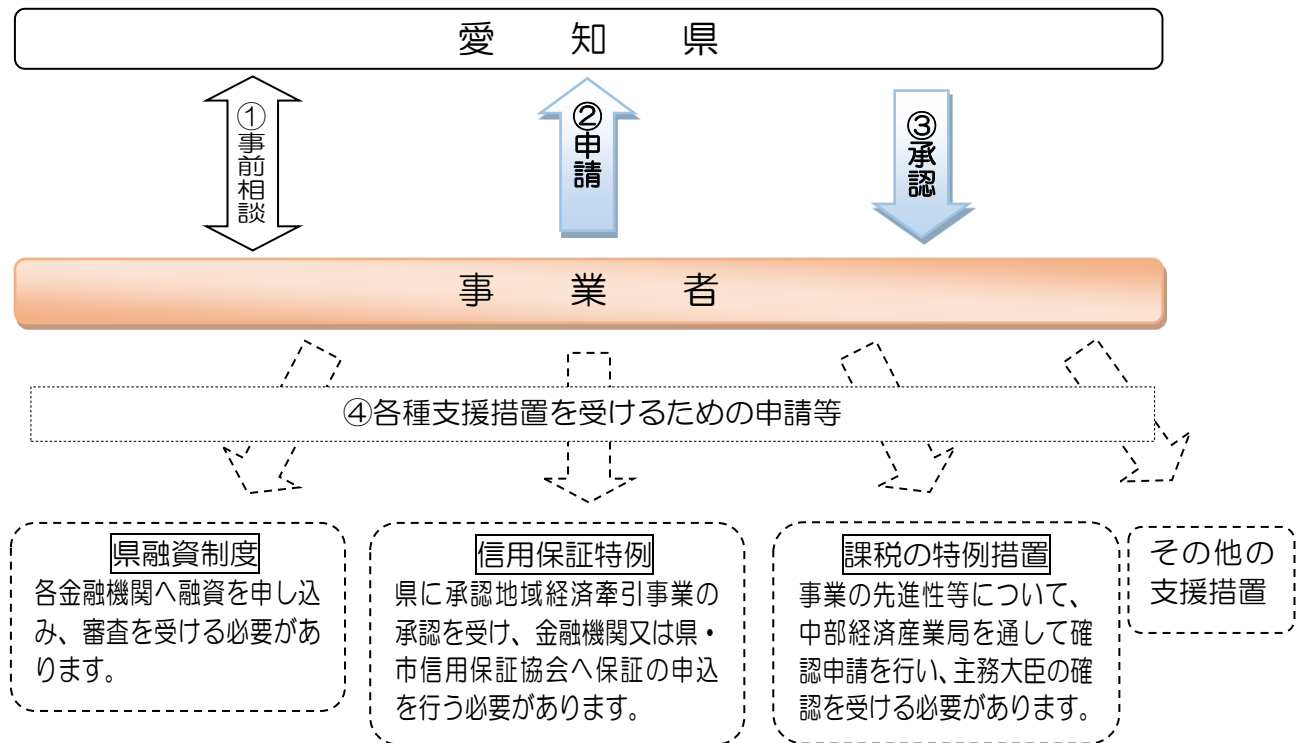
ウ 雇用者給与等支給額 $7.5\% \times 4/5 = 6\%$

2 地域経済牽引事業計画の申請について

地域未来投資促進法に基づく各種支援策を活用するには、事業者が基本計画の内容を確認の上、「地域経済牽引事業計画」を作成し、知事の承認を得ることが必要です。

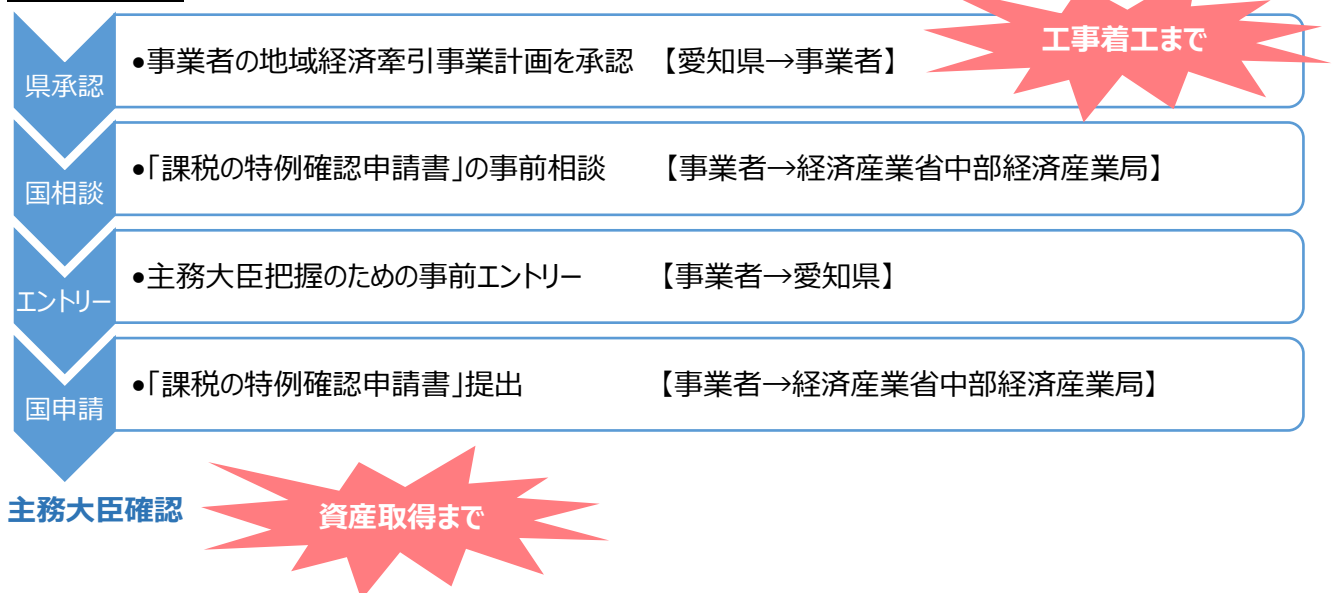
承認申請をお考えの場合は、必ず事前に愛知県経済産業局産業部産業立地通商課（☎052-954-6342）までご相談ください。

手続きの流れ



参考：課税の特例措置を受ける場合

課税の特例措置を受けるには、愛知県知事による地域経済牽引事業計画の承認を受けた後、国（窓口：経済産業省中部経済産業局）へ「課税の特例確認申請書」を提出し、建物や設備等資産を取得する前に主務大臣の確認を受ける必要があります。



【留意事項】

- 事業計画承認前に工事着工した建物や取得した設備等資産は、各種支援措置の対象となりませんので、遅くとも必ず工事着工又は資産取得の1か月前には事前相談してください。
- 事業計画の承認は各種支援措置の実行を保証するものではありません。必ず各種支援の窓口等へ確認を行った上で申請手続きを行ってください。

必要書類

- 地域経済牽引事業計画の承認申請にあたっては、次の書類を用意してください。

	項目	部数
1	承認申請書（様式第1）	1部
2	会社の定款（写）	1部
3	最近2期間の事業報告書・貸借対照表・損益計算書 （これらの書類がない場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）	1部
4	【中小企業者又は特定事業者のみ】 従業員数（承認申請時の常時雇用する従業員）の根拠資料 例：直近の確定申告書類（法人事業概況説明書）、給与所得の源泉徴収票、雇用保険の適用事業所台帳、従業員名簿等の任意書類など	1部
5	その他 ・会社概要（製品がわかるもの） ・建物に関する図面（位置図、平面図、立面図） ・機械等のレイアウト図 等 ※他に証拠書類等の提出を求める場合があります。	1部

- 申請書の様式は、県のホームページから直接ダウンロードできます。

【県（産業立地通商課）のホームページ】

URL：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ricchitsusho/tiikimirai1.html>

【問合せ先及び申請書の提出先】

愛知県経済産業局産業部産業立地通商課 立地指導・調整グループ

電 話：052-954-6342

E-MAIL：ricchitsusho@pref.aichi.lg.jp

地域経済牽引事業計画承認申請書の書き方

- 承認申請書（様式第1）について、下記にしたがって作成してください。

I 必須記載事項

1 地域経済牽引事業の内容及び実施時期

(1) 地域経済牽引事業を行うに当たって活用する地域の特性及びその活用戦略

(同意基本計画の名称)

愛知県基本計画

(活用する地域の特性及びその活用戦略)

愛知県基本計画「5 (1) 地域の特性及びその活用戦略」から、当該地域経済牽引事業が該当するものを記入します。(該当する業種の分野を選択してそのまま記載)

分野	業種
① 加工組立型産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業
② 素材型産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野	木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業
③ 生活関連産業の産業集積を活用した成長ものづくり分野	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、家具・装備品製造業、印刷・同関連業、なめし革・同製品・毛皮製造業、その他の製造業*
④ 情報通信産業の産業集積を活用したデジタル・DX分野	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報製作業
⑤ 東名・名神高速道路や中部国際空港、名古屋港などの交通インフラを活用した物流産業分野	道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附随するサービス業

※事業内容が上記業種にあたらない場合も、それぞれの分野に示す地域の特性等を活用する場合には対象となりますので、個別にご相談ください。

(2) 地域経済牽引事業を行おうとする者に関する事項

- 申請者（代表者）及び地域経済牽引事業を共同して行おうとする者について、①名称、②住所、③代表者名、④資本金（申請時点）、⑤従業員数（申請時点で常時雇用する従業員数¹）、⑥業種（細分類）、⑦法人番号、⑧決算月、⑨役割（共同して事業を行おうとする者がある場合）を記載してください。

¹ 常時使用する従業員の人数（事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まない。）

- 「④資本金」及び「⑤従業員数」は根拠資料の提出が必要となります。
「④資本金」の根拠資料：直近決算時点から変更のあった場合のみ、履歴事項全部証明書等の資本金の額がわかる書類を提出してください。
「⑤従業員数」の根拠資料例：直近の確定申告書類（法人事業概況説明書）、給与所得の源泉徴収票、雇用保険の適用事業所台帳、従業員名簿等の任意の書類等
- 「地域経済牽引事業を共同して行おうとする者」は、当該事業の実施に真に必要な事業者に限る、その具体的な役割を記載してください（「構成員」という記載は不可）。

（3）地域経済牽引事業として行う事業の内容

（事業名）

他の事業と区別できるよう、事業内容がわかるような事業名をつけ、記載してください。

（関連する業種）

当該事業と関連する業種（日本標準産業分類の中分類）を前項の表右側「業種」から選択して記載してください。

（地域経済牽引事業の内容）

下記の内容を記載してください。

- 事業の実施背景やこれまでの経緯等（会社概要、製品、市場動向、顧客ニーズ、経営課題等）
- 承認を受けた後に実施する予定の地域経済牽引事業の内容
- 目標（例：具体的な製品・商品・サービスの開発、売上げの増加）を達成するための手段等

（活用を予定する支援措置）

承認を受けた後に活用を予定する支援措置（検討中のものを含む。）を全て記載してください。

- ・みなし特定事業者の特例
- ・事業環境整備への提案
- ・農地転用許可等の手続きに関する配慮
- ・市街化調整区域の開発許可の手続きに関する配慮
- ・中小企業信用保険法の特例
- ・中小企業投資育成株式会社法の特例
- ・食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例
- ・株式会社日本政策金融公庫法の特例（クロスボーダーローン、スタンドバイ・クレジット）
- ・一般社団法人の地域団体商標の登録主体追加
- ・地域団体商標の登録料等の減免
- ・地域未来投資促進税制
- ・地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（新都市での事業実施者のみ）
- ・財産の処分の制限に係る承認の処理の特例
- ・中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の特例
- ・事業譲渡の際の免責的債務引受の特例
- ・国の予算による措置（地域経済牽引事業計画の承認を受けたことによる優先採択などがある場合）
- ・地方創生推進交付金を活用した地方公共団体による支援
- ・政府系金融機関による金融支援
- ・その他（地方公共団体独自の地域経済牽引事業のための支援措置などを記載。）

(その他)

上記事項以外に、当該事業の承認に係る審査に必要と思われる事項を記載してください。

例えば、次のような事項を記載します。

- 環境保全のために配慮を行う事項として、「(4) 地域経済牽引事業を行う主な実施場所」に国立・国定公園その他環境保全上重要な地域を含む場合は、公園計画との整合、関係機関（地方環境事務所、各地方公共団体の自然環境部局等）との事前の調整の状況や環境保全対策について記載してください。

記載例：本計画は公園計画との整合を図り、地方環境事務所と調整を行った上で策定したものである。（事業内容の理解を促進する観点から、当該事業の実施背景やこれまでの事業の経緯など（会社概要、製品、市場動向、顧客ニーズ、経営課題等）を記載してください。）

(4) 地域経済牽引事業を行う主な実施場所

地域経済牽引事業を行う主な実施場所を地番等で記載し、実施場所ごとに当該事業のどの部分を行うかを明記してください。

販路拡大を行う場合等は、地域単位及び促進区域外（愛知県以外）の場所を記載することも可能とします。

(5) 地域経済牽引事業の実施期間

(実施期間)

実施期間は5年を超えない範囲で任意に定めることができます。

※愛知県基本計画の計画期間の終期（2029年3月31日）を超えて定めることも可能です。

(実施スケジュール)

地域経済牽引事業の進捗管理を行うことができるよう、取組事項ごとに記載してください。

2 地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法

- 別表 1-1 に記載してください。（共同事業者がある場合は、事業者ごとに記載してください。）
- 事業計画期間について、事業年度ごとに該当する欄に金額の概算を記載してください。
- 日本政策金融公庫による融資制度等（地域活性化・雇用促進資金、クロスボーダーローン、スタンドバイ・クレジット）の利用を希望する場合は、備考欄にその旨を記載してください。
- 金融機関から融資を受ける場合で、信用保証協会の制度の利用を希望するときは、備考欄にその旨を記載してください。

3 地域経済牽引事業の実施による経済的効果

(1) 付加価値創出額

(見込み)

事業計画期間を通じた当該事業の実施によって創出する予定の付加価値額を記載してください。

※ 付加価値創出額が最終年度において 7,078 万円を上回ることが必要です。ただし、事業計画期間が基本計画の対象期間（5 年間）より短い場合は、計画期間で按分した値を上回ることが要件です。

$$\text{事業計画最終年度の付加価値額} - \text{計画策定年度前年度の付加価値額} > 7,078 \text{ (万円)} \times \text{計画期間} / 5$$

例えば、計画期間を 4 年とした場合の要件は、 $7,078 \text{ 万円} \times 4 / 5 = 5,662.4 \text{ (万円)}$ となります。

(算定根拠)

$$\text{付加価値額} = \text{売上高} - \text{費用総額} + \text{給与総額} + \text{租税公課}$$

- 費用総額…売上原価 + 販売費及び一般管理費
- 給与総額…役員（非常勤を含む。）及び従業者（臨時雇用者を含む。）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、給与、賞与、手当、賃金等）の総額。別経営の事業所に出向又は派遣している従業者に支給している給与を含みます。
- 租税公課…営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額。収入課税の事業税（電気業、ガス業）及び税込経理の方法を採っている場合の納付すべき消費税を含みます。法人税、住民税、所得課税の事業税は含めません。
- 売上原価…費用総額の内数です。売上原価は、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費（売上原価に含まれるもの）の総額です。

<注意>

促進区域外において承認地域経済牽引事業の実施に資する事業を行う場合（承認地域経済牽引事業者である特定事業者の外国関係法人等が、海外で承認地域経済牽引事業計画の実施に資する事業を行う場合を含む。）には、当該事業による付加価値額は含みません。

(2) 経済的効果

(見込み)

愛知県基本計画「3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項」の「(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果」(域内取引額又は売上げ、給与支払額)を満たす見込みであることがわかるよう、当該地域経済牽引事業による相当の経済的効果の見込みを記載してください。

※ ア 県内取引額 4.5%増加、イ 売上げ 4.5%増加、ウ 雇用者給与等支給額 7.5%増加のいずれかを満たす必要があります。

ただし、事業計画期間が基本計画の対象期間（5 年）より短い場合の要件は、計画期間で按分した値を上回ることが要件となります。

例えば、計画期間を 4 年とした場合の要件は、次のとおりです。

$$\text{ア 県内取引額 } 4.5\% \times 4 / 5 = 3.6\% \quad \text{イ 売上げ } 4.5\% \times 4 / 5 = 3.6\% \quad \text{ウ 雇用者給与等支給額 } 7.5\% \times 4 / 5 = 6\%$$

(算定根拠)

上記の見込みが一定の合理性を有することを説明する根拠を記載してください。

$\frac{(\text{事業計画最終年度の数値} - \text{稼働開始年度の数値})}{\text{稼働開始年度の数値}} \times 100 > \text{ア} \sim \text{ウの数値} \times \text{計画期間} / 5$
--

II 任意記載事項

- 1 地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項
- 2 地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積
- 3 特定事業者が法第 19 条第 3 項、第 28 条又は第 29 条に定められた事業承継等に関する特例を受ける場合の事項

(1) 承継等特定事業者及び被承継等特定事業者の名称

(承継等特定事業者の名称)

事業承継等により事業を譲り受ける特定事業者の名称を記載してください。

(被承継等特定事業者の名称)

事業承継等により事業を譲り渡す特定事業者の名称を記載してください。

(2) 事業承継等の内容及び実施時期

(事業承継等の内容)

事業承継等の内容を下記の①～⑨から選択して記載してください。

①吸収合併

会社が他の会社とする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるもの。

②新設合併

二以上の会社がする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるもの。

③吸収分割

株式会社又は合同会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させること。

④新設分割

一又は二以上の株式会社又は合同会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させること。

⑤ 株式交換

株式会社がその発行済株式（株式会社が発行している株式をいう。以下同じ。）の全部を他の株式会社又は合同会社に取得させること。

⑥ 株式移転

一又は二以上の株式会社がその発行済株式の全部を新たに設立する株式会社に取得させること。

⑦ 事業又は資産の譲受け

他の事業者がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を譲り受けること。

⑧ 株式又は持分の取得

他の事業者の株式又は持分を取得する行為類型のうち、他の事業者の経営を実質的に支配していると認められる関係を有するもの。なお、経営を実質的に支配していると認められる関係とは、他の事業者の①発行済株式の総数の50%以上に相当する数の株式を有する場合、②出資口数の総数の50%以上に相当する数の出資を有する場合、③出資価額の総額の50%以上に相当する額の出資を有する場合、のいずれかに該当する必要がある。

⑨ 事業協同組合、企業組合又は協業組合の設立

他の事業者とともに事業協同組合、企業組合又は協業組合を設立するもの。

(実施時期)

事業承継を行う予定の時期を記載してください。

(3) 法第19条第3項に定められた中小企業信用保険法の特例に関する事項

① 純資産の額が0を超えること

承認申請直前の事業年度の決算における貸借対照表の「純資産合計額」を記載してください。

② EBITDA 有利子負債倍率が10倍以内であること

EBITDA 有利子負債倍率は次の計算式により算出してください。

$$\text{EBITDA 有利子負債倍率} = (\text{借入金} \cdot \text{社債} - \text{現預金}) \div (\text{営業利益} + \text{減価償却費})$$

- 計画策定年度前年の決算における貸借対照表、損益計算書から下記の金額を記載してください。
 - ✓ 借入金・社債：貸借対照表の「短期借入金」、「長期借入金」、「社債」の合計額
 - ✓ 現預金：貸借対照表の「現金及び預金」
 - ✓ 営業利益：損益計算書の「営業利益」
 - ✓ 減価償却費：損益計算書の「減価償却費」

<注意点>

- 借入金は、代表者、役員（その家族等を含む。）、関連会社等からの借入金や無利子の借入金を含みます。
- 「営業利益+減価償却費>0」の場合は算出された数値が10以内であればゼロやマイナスでも要件を満たしますが、「営業利益+減価償却費≤0」の場合は算出された数値にかかわらず要件を満たしません。
- 減価償却費は、ソフトウェアの償却や長期前払費用償却等、無形固定資産の償却費を含み、営業外費用や特別損失に計上されている費用は含みません。
- 決算期の変更により、申請直前の事業年度の決算が1年未満の期間である場合であっても、当該1年未満の期間の決算書を用いて EBITDA 有利子負債倍率を算出してください。

4 一般社団法人が法第 23 条第 1 項又は第 2 項に定められた商標法の特例を受ける場合の事項

(1) 一般社団法人の名称及び所在地

法第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受けようとする一般社団法人の名称及び所在地を記載してください。

(2) 一般社団法人の構成員たる資格に関する定款の定め

定款の該当する条番号等及び当該条文等に記載の構成員たる資格に関する定款の定め（※）を記載してください。

※ 正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたものよりも困難な条件を付してはならないとするものに限ります。

(3) 法第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受けようとする商標に係る商品又は役務

地域経済牽引事業の内容に即する商品又は役務とし、その商品又は役務の内容及び範囲を明確に理解することができるよう記載してください。

<記載例>

- ①地域の名称が商品の産地である場合、「〇〇（地域の名称）産の〇〇（商品名）」
- ②地域の名称が商品の主要な原材料の産地である場合、「〇〇（地域の名称）産の〇〇（原材料名）を主要な原材料とする〇〇（商品名）」
- ③地域の名称が商品の製法の由来地である場合、「〇〇（地域の名称）に由来する製法により生産された〇〇（商品名）」
- ④地域の名称が役務の提供の場所である場合、「〇〇（地域の名称）における〇〇（役務名）」

5 補助金等交付財産の活用に関する事項

地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含む場合であって、法第 27 条に基づく財産の処分の制限に係る承認手続の特例を活用しようとする場合は、当該特例の対象となる補助金等交付財産について、補助金等交付省庁、補助金等の名称を記載してください。

6 法第 25 条に定められた課税の特例に係る主務大臣の確認を受けようとする場合の事項

課税の特例の対象としようとする施設又は設備の用途及び取得予定時期（施設については着工予定時期）を記載してください。